

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年11月9日

【四半期会計期間】 第23期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 株式会社 トリドール

【英訳名】 Toridoll.corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 粟田 貴也

【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

【電話番号】 078(200)3430(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小畠 義昭

【最寄りの連絡場所】 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

【電話番号】 078(200)3430(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 小畠 義昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第22期 第2四半期 連結累計期間		第23期 第2四半期 連結累計期間		第22期	
		自 至	平成23年4月1日 平成23年9月30日	自 至	平成24年4月1日 平成24年9月30日	自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日
売上高	(百万円)		29,728		34,920		61,075
経常利益	(百万円)		3,389		4,154		6,497
四半期(当期)純利益	(百万円)		1,618		2,163		3,050
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		1,617		2,145		3,035
純資産額	(百万円)		10,656		13,685		12,106
総資産額	(百万円)		37,915		42,613		39,731
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		41.26		55.10		77.75
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		41.22		55.02		77.69
自己資本比率	(%)		27.7		31.7		30.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		4,447		3,651		8,964
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		3,729		4,158		7,177
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		2,457		302		1,303
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		7,734		7,411		7,639

回次		第22期 第2四半期 連結会計期間		第23期 第2四半期 連結会計期間	
		自 至	平成23年7月1日 平成23年9月30日	自 至	平成24年7月1日 平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)		20.25		27.34

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（その他）

新規設立：TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED

TORIDOLL KOREA CORPORATION

東利多控股有限公司

長春東利多餐飲管理有限公司（東利多和頤有限公司の全額出資）

この結果、平成24年9月30日現在では、当社グループは、当社及び子会社9社により構成されることとなりました。

なお、平成22年11月に設立いたしました子会社の「東利多控股有限公司」は、商号を「東利多和頤有限公司」に変更しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要などにより緩やかな景気回復の兆しがみられたものの、欧州債務危機を背景とした海外経済の減速懸念や長期化する円高により、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

外食業界におきましても、消費者の生活防衛意識や節約志向は依然として強く、業態を超えた低価格競争も激しさを増すなど、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社グループでは、国内では引き続き主力業態であります「丸亀製麺」に経営資源を集中し、継続して新規出店に取り組むと共に、パブリシティによる露出機会の増加や積極的な商品施策を実施するなど、認知度及び顧客満足度の向上に向けた施策を実施してまいりました。また、海外におきましては引き続きフランチャイズを含めた出店を進めてまいりました。

この結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間末の営業店舗数は、前連結会計年度末に比べ73店舗増加して706店舗（フランチャイズ4店舗を含む）となり、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高349億20百万円（前年同期比17.5%増）、営業利益42億57百万円（前年同期比21.1%増）、経常利益41億54百万円（前年同期比22.6%増）、四半期純利益は21億63百万円（前年同期比33.6%増）となりました。

セグメントの業績を示すと以下のとおりであります。

< 丸亀製麺（セルフうどん業態） >

丸亀製麺では、引き続き経営資源を集中させ、ロードサイド54店舗、ショッピングセンター内11店舗の計65店舗を出店したことにより、当第2四半期連結累計期間末の営業店舗数は626店舗となりました。

この結果、売上高は316億67百万円（前年同期比18.6%増）となり、セグメント利益は58億74百万円（前年同期比20.4%増）となりました。

< とりどーる（焼き鳥ファミリーダイニング業態） >

とりどーるでは、店舗の増減はなく、当第2四半期連結累計期間末の営業店舗数は22店舗となりました。

この結果、売上高は13億34百万円（前年同期比3.2%減）となり、セグメント利益は1億85百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

< 丸醬屋（ラーメン業態） >

丸醬屋では、1店舗を閉店したことにより、当第2四半期連結累計期間末の営業店舗数は21店舗となりました。

この結果、売上高は7億24百万円（前年同期比5.1%減）となり、セグメント利益は1億1百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

<長田本庄軒（焼きそば業態）>

長田本庄軒では、新たに1店舗を出店したことにより、当第2四半期連結累計期間末の営業店舗数は16店舗となりましたが、売上高は4億47百万円（前年同期比7.5%減）と減少し、セグメント利益は36百万円（前年同期比112.5%増）となりました。

<その他>

その他では、新たに9店舗（直営6店舗、フランチャイズ3店舗）を出店し、1店舗を閉店したことにより、当第2四半期連結累計期間末の営業店舗数は21店舗（フランチャイズ4店舗を含む）となりました。

この結果、売上高は7億45百万円（前年同期比88.7%増）となりましたが、セグメント損失は1億11百万円（前年同期はセグメント損失34百万円）となりました。

なお、その他には「麺屋通り」、「グリル三番館」、「スージーおばさんのトマトパスタ」、「とん助」、「まきの」等が含まれております。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における資産は、前連結会計年度末に比べ28億82百万円増加し、426億13百万円（前期比7.3%増）となりました。

これは主に新規出店に係わる有形固定資産、敷金及び保証金、建設協力金等が増加したことによるものです。

（負債・純資産）

当第2四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ13億3百万円増加し、289億28百万円（前期比4.7%増）となりました。

これは主に積極的な設備投資のための資金調達により、短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定を含む）が増加した一方で、未払法人税等が減少したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末に比べ15億78百万円増加し、136億85百万円（前期比13.0%増）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末から3億22百万円減少し、74億11百万円（前年同期比4.2%減）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は36億51百万円（前年同期比17.9%減）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益を41億4百万円、減価償却費を17億88百万円計上した一方で、法人税等の支払による支出が23億94百万円あったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は41億58百万円（前年同期比11.5%増）となりました。これは主に新規出店に伴い、有形固定資産の取得による支出が32億56百万円、敷金及び保証金の差入による支出が4億5百万円及び建設協力金の支払による支出が6億2百万円あったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は3億2百万円（前年同期比87.7%減）となりました。これは主に長期借入れによる収入が37億円あった一方で、長期借入金の返済による支出が28億3百万円、配当金の支払が6億8百万円あったこと等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	115,200,000
計	115,200,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,278,400	39,284,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	39,278,400	39,284,400		

(注) 提出日現在発行数には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月28日
新株予約権の数(個)	3,674個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367,400株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,402円とする。(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年6月28日～平成34年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,948円 資本組入額 974円 (注)3,4
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部行使は認めない。 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株(以下、「付与株式数」という。)とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、平成24年 6 月28日開催の当社定時株主総会における決議後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲でこれを調整する。以上の調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値(終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

(2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
(注)6に準じて決定する。
6. 新株予約権の取得事由および取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日 (注)	14,400	39,278,400	11	1,343	11	1,400

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
栗田 貴也	兵庫県神戸市中央区	14,862,000	37.83
有限会社ティーアンドティー	兵庫県神戸市中央区伊藤町106	5,880,000	14.97
栗田 利美	兵庫県神戸市中央区	2,838,000	7.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,583,900	4.03
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,216,800	3.09
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	905,699	2.30
ゴールドマンサックス インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス 証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A2 BB,UK (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	701,700	1.78
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー)サブ アカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E145NT,UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	370,300	0.94
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エ フイー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	359,886	0.91
トリドール従業員持株会	兵庫県神戸市中央区小野柄通7丁目1-1	304,200	0.77
計		29,022,485	73.84

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,583,900株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,216,800株

- 2 フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から、平成24年6月22日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成24年6月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株数 (株)	株式保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	371,500	0.95
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	726,400	2.80

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,275,900	392,759	
単元未満株式	2,500		
発行済株式総数	39,278,400		
総株主の議決権		392,759	

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,639	7,411
営業未収入金	999	933
商品	-	4
原材料及び貯蔵品	115	134
繰延税金資産	529	515
その他	629	686
流動資産合計	9,912	9,685
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	20,734	23,757
減価償却累計額	6,424	7,522
建物及び構築物(純額)	14,309	16,234
工具、器具及び備品	5,969	6,736
減価償却累計額	3,880	4,373
工具、器具及び備品(純額)	2,089	2,362
リース資産	3,564	3,695
減価償却累計額	605	724
リース資産(純額)	2,959	2,971
その他	491	499
有形固定資産合計	19,849	22,067
無形固定資産	217	212
投資その他の資産		
敷金及び保証金	3,629	4,004
建設協力金	4,619	5,007
繰延税金資産	564	615
その他	951	1,038
貸倒引当金	14	17
投資その他の資産合計	9,751	10,648
固定資産合計	29,818	32,928
資産合計	39,731	42,613

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,562	1,490
短期借入金	-	100
1年内返済予定の長期借入金	4,981	5,617
リース債務	197	199
未払法人税等	2,482	2,055
賞与引当金	223	229
店舗閉鎖損失引当金	14	-
その他	4,455	5,103
流動負債合計	13,917	14,795
固定負債		
長期借入金	9,896	10,157
リース債務	3,156	3,228
資産除去債務	591	687
その他	63	57
固定負債合計	13,707	14,132
負債合計	27,624	28,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,318	1,343
資本剰余金	1,375	1,400
利益剰余金	9,234	10,789
株主資本合計	11,928	13,533
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	24	41
その他の包括利益累計額合計	24	41
新株予約権	202	193
純資産合計	12,106	13,685
負債純資産合計	39,731	42,613

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	29,728	34,920
売上原価	7,519	8,607
売上総利益	22,209	26,312
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費合計	18,693	22,054
営業利益	3,515	4,257
営業外収益		
受取利息	40	47
その他	33	48
営業外収益合計	74	95
営業外費用		
支払利息	168	169
その他	32	29
営業外費用合計	200	199
経常利益	3,389	4,154
特別利益		
新株予約権戻入益	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
店舗閉鎖損失引当金繰入額	20	-
減損損失	125	50
特別損失合計	146	50
税金等調整前四半期純利益	3,243	4,104
法人税、住民税及び事業税	1,739	1,974
法人税等調整額	115	33
法人税等合計	1,624	1,941
少数株主損益調整前四半期純利益	1,618	2,163
四半期純利益	1,618	2,163

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,618	2,163
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1	17
その他の包括利益合計	1	17
四半期包括利益	1,617	2,145
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,617	2,145

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,243	4,104
減価償却費	1,657	1,788
減損損失	125	50
株式報酬費用	34	27
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	3
賞与引当金の増減額(は減少)	25	5
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	20	14
受取利息	40	47
支払利息	168	169
売上債権の増減額(は増加)	44	65
たな卸資産の増減額(は増加)	0	23
仕入債務の増減額(は減少)	136	72
未払消費税等の増減額(は減少)	34	245
未払金の増減額(は減少)	260	186
未払費用の増減額(は減少)	173	146
その他	90	71
小計	5,637	6,216
利息の受取額	0	0
利息の支払額	169	170
災害損失の支払額	17	-
法人税等の支払額	1,004	2,394
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,447	3,651
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,001	3,256
無形固定資産の取得による支出	27	41
敷金及び保証金の差入による支出	316	405
敷金及び保証金の回収による収入	20	30
建設協力金の支払による支出	512	602
建設協力金の回収による収入	148	177
その他	40	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,729	4,158
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	-	101
長期借入れによる収入	6,000	3,700
長期借入金の返済による支出	2,994	2,803
リース債務の返済による支出	96	102
配当金の支払額	451	608
その他	-	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,457	302
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	23
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,173	227
現金及び現金同等物の期首残高	4,560	7,639
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,734	7,411

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第2四半期連結会計期間より、新たに設立したTORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED、TORIDOLL KOREA CORPORATION、東利多控股有限公司及び長春東利多餐飲管理有限公司を連結の範囲に含めております。 なお、平成22年11月に設立いたしました子会社の「東利多控股有限公司」は、商号を「東利多和頤有限公司」に変更しております。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ37百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
給与手当	1,028百万円	1,198百万円
雑給	6,346百万円	7,493百万円
賞与引当金繰入額	217百万円	229百万円
退職給付費用	41百万円	47百万円
水道光熱費	2,086百万円	2,733百万円
消耗品費	1,214百万円	1,255百万円
地代家賃	3,177百万円	3,784百万円
減価償却費	1,657百万円	1,788百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	7,734百万円	7,411百万円
現金及び現金同等物	7,734百万円	7,411百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	451	2,300	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	608	15.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	丸亀製麺	とり どーる	丸醬屋	長田 本庄軒	計				
売上高 外部顧客 への売上高	26,707	1,378	763	483	29,333	395	29,728		29,728
計	26,707	1,378	763	483	29,333	395	29,728		29,728
セグメント 利益又は損失 ()	4,880	181	93	17	5,173	34	5,139	1,623	3,515

- (注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「麺屋通り」、「スージーおばさんのトマトパスタ」、「グリル三番館」、「とん助」、「まきの」等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,623百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

・当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	丸亀製麺	とり どーる	丸醬屋	長田 本庄軒	計				
売上高 外部顧客 への売上高	31,667	1,334	724	447	34,174	745	34,920		34,920
計	31,667	1,334	724	447	34,174	745	34,920		34,920
セグメント 利益又は損失 ()	5,874	185	101	36	6,197	111	6,086	1,828	4,257

- (注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「麺屋通り」、「スージーおばさんのトマトパスタ」、「グリル三番館」、「とん助」、「まきの」等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,828百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の「丸亀製麺」のセグメント利益が34百万円、「とりどーる」のセグメント利益が0百万円、「丸醬屋」のセグメント利益が0百万円、「長田本庄軒」のセグメント利益が0百万円、「その他」のセグメント利益が2百万円それぞれ増加しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	41円26銭	55円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,618	2,163
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,618	2,163
普通株式の期中平均株式数(株)	39,234,000	39,260,833
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	41円22銭	55円02銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	30,000	52,913
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	重要な変動はありません。	平成21年6月26日 定時株主総会 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式342,600株 希薄化効果を有することとなりました。 平成24年6月28日 定時株主総会 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式367,400株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月9日

株式会社トリドール
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 基 博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坊 垣 慶 二 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トリドール及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。